

## 新潟市秋葉区農業委員会 6 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 6 月 30 日（火）午後 3 時 30 分から午後 3 時 57 分

2 開催場所 秋葉区役所 602 会議室

3 出席委員 (16 人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
農地部会長	4 番	佐藤 英一
委員	5 番	佐々木 和美
委員	6 番	笠原 綱生
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員

5 議事日程

### 第 1 議事録署名委員の指名

5 番 佐々木 和美

6 番 笠原 綱生

### 第 2 議事

議案第 9 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について

議案第 10 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 孝和
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	鈴木 浩
農政振興係長	白川 文夫

## 7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	<p>お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和2年6月定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。</p>
会長	<挨拶>
局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、本日は、全委員出席となっておりますので、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。</p> <p>それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議長(小倉会長)	<p>それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	皆さんから異議がありませんので5番・佐々木委員、6番・笠原委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。
議長	議案第9号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(鈴木主査)

議案第9号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてをご説明  
します。議案書1ページ番号1をご覧ください。

譲渡人A氏、譲受人B氏、

大関地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、休耕田3筆、687㎡、休耕畑1筆、26㎡、計713㎡です。

本件は、貸駐車場を目的とした転用許可申請です。

申請地は300m以内に市街化の指標となる駅があり第3種農地と判定さ  
れ、許可相当と判断されます。

申請地は農振農用地区域外農地で、転用行為の妨げとなる権利を有する  
者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

次に議案書1ページ番号2をご覧ください。

譲渡人C氏、譲受人D氏、

小口地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。

本件は、親子間による使用貸借権設定の許可申請です。

申請面積は、畑2筆、347㎡です。

本件は、個人住宅を目的とした転用許可申請です。

転用申請地の周辺の土地は崖によって、10ha以上のまとまりをもつ農地  
から分断されており、中山間地域にある小規模な土地の一団であることか  
ら2種農地と判定しました。

申請地は農振農用地区域外農地で、転用行為の妨げとなる権利を有する  
者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開  
かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、農地法第5条第1項の規定による許可申請2件につ  
いて報告します。

議案書1ページ1番の案件です。

本件の代理人E行政書士から申請に至った理由について説明してもらい

ました。

それによれば、申請人のBさんは夫と一緒に中央区で自動車販売、レンタカー業を営んでいる会社を経営しています。知り合いの紹介で新関駅前の土地を紹介され、自動車に関連した副業的なことをやりたいと夫婦で検討して、申請地は駅に隣接しており貸駐車場がいいのではと思い、今回の申請に至ったとのことでした。

いつ頃からの計画か尋ねたところ、去年の12月くらいから所有者が農地を売りたい希望があり転用は可能かどうかと相談があったとのことでした。

農地の管理を聞いたところ、知り合いを通して業者さんから年に1回くらいは草刈りをしてもらっていました。

駐車場の台数は23台計画しているが、20台くらいは貸したいとのことでした。

地元委員からは、「駐車場の隣は畑だが雨水対策はどうか心配されましたが、来週に隣接の方と立ち会うことになっており、図面にもあるとおりの擁壁を立て水が流れないように対策する。」と話がありました。

部会としては許可後、計画に従い転用する旨を指導し、申請者もこれを了承しました。

次に議案書1ページ2番の案件です。

本件の代理人F行政書士から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、子供のDさんから父親のCさんの身体のことを心配されて、老後はDさんが面倒をみたいことから、父の住んでいる近くで家を建てたいとの希望で土地を探していたところ、父から土地を貸したいと話があり、今回の申請に至ったとのことでした。

住宅を建てる計画はいつ頃からか尋ねたところ、去年の春くらいから検討してきたとのことでした。

遺跡調査の終わる見通しはいつ頃までか尋ねたところ、新潟市の歴史文化課に聞いたところ7月末を目途と言われ、8月から着工して12月には竣工できるとのことでした。

地元委員からは、「小口集落は特に若い人の流出が多く高齢者が増えているので、今回のように若い人が定住してくれるような地域になれば良い。」との話がありました。

部会としては許可後、計画に従い転用する旨を指導し、申請者もこれを了承しました。

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

議長 ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第9号は、原案どおり決定しました。

議長 次に、追加議案の  
議案第10号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (鈴木主査) 追加議案第10号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてをご説明します。

議案書1ページ番号1をご覧ください。

譲渡人G氏、譲受人H氏、

古津地区の案件で、木伏推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、田5筆、7,693㎡です。

農地の権利取得後における経営面積が農業経営基盤強化法のあっせん基準を満たさないため、3条許可申請で扱うことになりました。

譲受人は主に一人で経営しており、繁忙期には臨時を雇用し、水稻を主体として蔬菜と合わせて約1ha栽培しております。

譲受人は規模拡大を目的として、売買の申し出をしたものです。

申請地は農振農用地区域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

10アール当たりの対価は80万円です。

農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

なお、本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長 ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

佐藤千穂子委員 Hさんの年齢が84歳とありますが、後継ぎはいるのか教えていただきたい。

事務局 長男が近くに住んでいて、まもなく定年を迎えると聞いています。本人は、長男を農業の後継として育成したいと考えているようです。

佐藤千穂子委員 分かりました。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 他にないので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長 農地部会における、農地法第3条の規定による意見決定1件について報告します。  
本件の代理人I行政書士から申請に至った理由について説明してもらいました。  
それによれば、Gさんのご家族が亡くなられ、農業を継続していくことが難しいので農地を売りたいという希望をHさんに申し出され、Hさんは高齢だがいずれ息子さんに継がせたい意向があり、農地は近くでもあるし親戚でもあることから今回の申請に至ったとのことです。  
耕作者を尋ねたところ、Hさん自身が耕作していますが、一部、特定作業受委託をしているとのことです。これからは息子に継がせるために農業の勉強をしてもらい、後継者の育成をしたいとのことです。  
許可になったら申請どおり耕作するよう指導し、申請者もこれを了承しました。  
以上、報告を終わります。

議長 ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第10号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。  
報告事項、  
新潟市農用地利用配分計画(案)について、  
農地の転用事実に関する照会書について、  
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、  
農地法第4条転用届出に関する受理について、  
農地法第5条転用届出に関する受理について、  
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の2ページをご覧ください。  
新潟市農用地利用配分計画(案)についてであります。  
中間管理事業による利用権の移転、新津地区1件、5筆で2,957㎡であります。

(鈴木主査)

3ページをご覧ください。  
報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。  
記載内容のとおり5件回答しました。  
4ページをご覧ください。  
報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてです。  
記載内容のとおり4件受理しました。  
5ページをご覧ください。  
農地法第4条転用届出に関する受理についてです。  
記載内容のとおり2件受理しました。  
以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和2年6月の定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 佐々木 和 美

署名委員 笠 原 綱 生